



議員の表彰制度

モーニング姿の議員が本会議において表彰されているところを目にしたことはありませんか。両院には、多年にわたり憲政のために力を尽くされた議員を表彰する制度があります。このうち参議院では、国会議員としての在職期間（衆議院議員歴も加算）に応じて、①25年又は24年の「永年在職議員表彰」、②15年以上の「功労議員表彰」があり、これまで多くの議員が表彰されています。

まず、「永年在職議員表彰」は、在職期間が25年に達した現職の参議院議員を表彰する制度です。表彰は在職25年に達した月に行うことが多いですが、閉会中の場合には次の国会の召集を待って表彰することとされています。この制度は、昭和31年3月22日（第24回国会）の議院運営委員会の決定により発足し、これまでに73名が表彰されました。

永年在職議員として表彰するに当たっては、本会議において、まず議長の発議により、院議をもって表彰することを議決し、議長が表彰文を朗読します。続いて議員一同の代表者が登壇して祝辞を述べ、最後に被表彰議員が登壇し謝辞を述べます。拍手喝采の中、被表彰議員が自席に戻り本会議での表彰が終了します。この表彰の際、被表彰議員は前例に倣い、男性はモーニング、女性は留袖やアフタヌーンドレスを着用して出席します。また、議長に招待され、被表彰議員の配偶者も傍聴席に入場します。被表彰議員に対しては、本会議で表彰を行った後、議長応接室にて、議長より表彰状及び記念品が贈呈されます。

また、在職期間が24年に達した後、任期満了等により退職し再び国会議員とならない元参議院議員についても、昭和49年7月31日（第73回国会）の議院運営委員会決定に基づき、25年以上在職者の表彰に準じる形で表彰しています。この制度は参議院独自のものであり、議員の任期が6年である参議院の特性を踏まえたものと言えるでしょう。

なお、以前は永年在職議員として表彰された議員の肖像画を作成していましたが、国会改革の一環として、平成14年3月27日（第154回国会）の議院運営委員会理事会において廃止が決定されました。

次に、「功労議員表彰」は、在職期間が15年に達した後、任期満了等により退職した元参議院議員（永年在職議員の表彰を受けた者を除く）を表彰する制度です。退職者を表彰するため、表彰は通常選挙後最初の国会においてなるべく早い機会に行うこととされています。この制度は、昭和46年3月29日（第65回国会）の議院運営委員会において創設され、これまでに217名が表彰されました。

功労議員表彰の場合は、被表彰者は本会議には出席しませんが、各会派の長（会派に所属しない者については議院運営委員長）からの届出を受けて、議長が功労議員として表彰し、後日、議長より表彰状及び記念品が贈呈されます。

いしづか りさ
(石塚 理沙・庶務部議員課)